

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令  
第二号
- 広島海区漁業調整委員会訓令
- 広島県公営企業管理規程
- 広島県病院事業管理規程

- 本庁
- 地方機関
- 議会事務局
- 選挙管理委員会事務局
- 人事委員会事務局
- 監査委員事務局
- 労働委員会事務局
- 海区漁業調整委員会事務局
- 企業局本庁
- 企業局地方機関
- 病院事業局本庁
- 病院事業局病院

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

- 広島県知事 湯崎英彦
- 広島県議会議長 林正夫
- 広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利
- 広島県人事委員会委員長 加藤誠
- 広島県代表監査委員職務代理者 高橋義則
- 広島海区漁業調整委員会会長 山本正直
- 広島県公営企業管理者 沖田清治
- 広島県病院事業管理者 浅原利正

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令
- 広島県人事委員会訓令  
第一号
- 第一号の一
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令
- 広島県公営企業管理規程
- 広島県病院事業管理規程
- 広島県職員安全衛生管理規程  
(平成二十一年)

部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十条第一項」を「第十条」に、「広島県監査委員事務局の組織に関する規程（平成八年広島県監査委員告示第一号）」を「広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）」に改め、同項第二号アの表中「課の長」を「課長」に、「特別な機関の長」を「担当課長」に、「経営企画チームの長」を「政策監で安全衛生管理を担当する者」に改め、同表に次のように加える。

行政組織規則第五条第二項に規定するイノベーション推進チーム

担当課長で安全衛生管理を担当する者

第十二条第二項の表西部地域の項中「大竹市」、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び「（総合精神保健福祉センターを除く。）並びに大竹市に所在する企業局地方機関」を削り、同表東部地域の項中「府中市、世羅郡及び神石郡」及び「並びに三原市に所在する企業局地方機関」を削る。

第十六条第一項中「及び経営企画チーム」を「経営企画チーム及びイノベーション推進チーム」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。